

困難な問題を抱える女性支援法」ってなぁ～に？

—ジェンダー平等社会の実現に向けて—

女性プラザ祭 2022 トークセッション報告 7

近藤 恵子・辻 智子・小内 純子・川名 早苗

北海道ジェンダー研究会

2023 年 9 月

「困難な問題を抱える女性支援法」ってなあ〜に？

ージェンダー平等社会の実現に向けてー

女性プラザ祭 2022 トークセッション報告

近藤 恵子¹・辻 智子²・小内 純子³・川名 早苗⁴

I 解題

II 講演

III コメント

IV 最後に

I 解 題

北海道ジェンダー研究会では、2013 年から北海道女性プラザ祭の 1 企画としてトークセッションを担当し、2016 年からは「憲法カフェ」と銘打って、その時々に対応しいテーマを取り上げ、取り組みを継続してきました。コロナ禍にあっても感染対策を万全に行い、対面での開催にこだわり、2022 年 11 月 11 日（金：18：30～20：30）に「かでの 2・7」で開催された第 7 回憲法カフェは、36 人の参加者を迎えて行われました。今回のテーマは、「“困難な問題を抱える女性支援法”ってなあ〜に？ ージェンダー平等社会の実現に向けてー」であり、本冊子は、その内容をまとめたものです。

第 7 回憲法カフェで、「困難な問題を抱える女性支援法」をテーマにとりあげることになったきっかけは、2 カ月に 1 回行われている北海道ジェンダー研究会の例会で、戒能民江・堀千鶴子『婦人保護事業から女性支援法へー困難に直面する女性を支える』（信山社新書、2020 年 7 月）をテキストに読書会を行ったことによります。著書のお二人は、厚生労働省主催で行われたいくつかの検討会でそれぞれ座長を務めており、2022 年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、女性支援法とする）が成立し、2 年後の施行を目指して準備が始まっている現在までの過程に中心に関わってこられた方たちです。

¹ こんどう けいこ：NPO 法人全国女性シェルターネット理事、NPO 法人女のスペース・おん 理事

² つじ ともこ：北海道大学教育学研究院教授、NPO 法人 CAN 理事

³ おない じゅんこ：札幌学院大学法学部教授

⁴ かわな さなえ：北星学園大学非常勤講師

それだけに、同著には、これまでの婦人保護事業が 1956 年に制定された売春防止法を法的根拠として実施されてきたことに起因する問題点や女性支援法制定に向けた長期間にわたる女性たちの粘り強い活動の経緯や、今回制定された女性支援法の意義と限界などについて、実に丹念に書き込まれており、我々会員は読書会を通じて多くのことを学ばせて頂きました。この読書会での学びを通じて、2022 年度の憲法カフェは、「困難な問題を抱える女性支援法」をテーマにとりあげる方向へ自ずと動いていきました。2024 年 4 月の施行を目指して準備が始まろうとしているこの時期に、是非とも多くの皆様にこの活動を知って頂きたいと強く感じたことを覚えています。

また、同著を読み進んでいくと、2012 年に厚生労働省「婦人保護事業等の課題に関する検討会」を開催するきっかけを作った支援現場のおひとりとして、当時 NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表であった近藤恵子さんのお名前が掲載されており（79 頁）、近藤さんがこの運動の初期段階から重要な役割を担ってこられたことを知りました。近藤恵子さんと言えば、1993 年に、札幌市に女性の人権ネットワーク事務所「女のスペース・おん」を開設し、北海道初の民間シェルター運営に着手した方で、今日まで DV・性暴力被害者支援システムの拡充に取り組んでこられたこの分野での第一人者として知られています。我々は、北海道でこのテーマについて語れる方は、近藤恵子さんをおいていないであろうと判断し、講師をお願いすることになり、近藤さんから快諾して頂くことができました。

さらに、コメンテーターとして本研究会会員であり、北海道大学教員で NPO 法人 CAN（Child Advocate Network）の理事を務めておられる辻智子会員に登壇頂くことになりました。辻会員は、札幌市が 2021 年から開始した「困難を抱える若年女性支援事業（Link）」に関わり、SNS での呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援にも参加しています。多くの若い女性が様々な困難を抱え、支援を必要としているにも関わらず、なかなか具体的な（公的）支援につながらない現実を目の当たりにしてきており、そうした現実を具体的な事例を交えて紹介して頂きました。女性の困難な状況は、特に若年女性に集中的に現れていると言われています。その実態を知ることで、近藤報告で示された「困難な問題を抱える女性支援法」の必要性を、再認識して頂けるのではないかと思います。

なお、憲法カフェ第 1 回から第 6 回までのトークセッション報告は、北海学園大学開発研究所『開発論集』（<http://hokuga.hgu.jp/dspace/handle/123456789/60>）に収録されています。

（文責 小内純子・川名早苗）

II 講演

講演者：近藤 恵子 「NPO 法人全国女性シェルターネット」 理事

「NPO 法人女のスペース・おん」 理事

演 題：ジェンダー平等社会の実現に向けて

－「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立と課題－

1. 新法制定の経緯

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」という新法が 5 月 18 日に成立しました。この法律の誕生までには、長い運動の経過があります。2012 年、東日本大震災が起こった次の年に、民主党政権下で厚生労働大臣に就任していた小宮山洋子さんに「全国女性シェルターネット」（近藤）、「婦人保護施設連絡協議会」（いずみ寮施設長横田さん）、「性暴力禁止法をつくろうネットワーク」（共同代表周藤由美子さん戒能民江さん）の 3 団体で、面会を申し入れました。売春防止法を廃案にし、これに代わる新しい性差別禁止法、女性自立支援法、女性の人権法を作って欲しいという申し入れをしました。その時に小宮山大臣が「今すぐ売春防止法を廃案にするということは、とても難しい。だから、実際に売春防止法に代わる新しい支援の制度を作りましょう」ということで、すぐに厚生労働省の役人を集めて、「婦人保護事業の見直しに関する検討会」というものの準備をして下さいました。申し入れをした 3 団体から、戒能さん、横田さん、近藤がその検討委員に加えて頂き、それから 10 年間、メンバーが変わりつつも必要な検討会で議論を重ね、2018 年に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」というものができまして、その検討会が議論を尽くして報告をした内容が今回の新法の骨子になっています。日本の女性支援というのは婦人保護事業という形で始まりました。

2. 売春防止法の問題点

日本の女性支援は婦人保護事業という形で始まりました。

婦人保護事業と女性支援が、どう違うかと言うと、売春防止法を根拠法として日本の婦人保護事業というのは始まるのですけれども、様々な社会福祉の領域で、例えば高齢者福祉だとか障がい者福祉だとか児童福祉だとか、様々な福祉制度がありますけれども、日本の社会は女性福祉については何の政策も講じて来なかったのです。女性福祉・人権福祉じゃなくて、婦人保護という形で女性の問題を扱ってきました。1956 年に売春防止法というのが作られました。これは公娼制度を廃止しようという女性たちの大変な努力によってようやく制定された法律でしたが、これは売春を防止する、つまり売る春を防止するということで、体を売

ろうとする女性を処罰する、それから仲介業者を処罰する、その一方で、買おうとする相手は何の処罰も責任も問われないという非常におかしな法律でした。それで、この法律の趣旨にそって売春を行うおそれのある女子を保護・更生させるために婦人相談所、婦人保護施設が作られ、婦人相談員が配置されて、日本の婦人保護事業が始まったのです。これは、婦人保護事業というよりは、婦人処罰の補導事業ではないかと思いますが、女性たちの回復支援に役立ってきたかという、出発当初から様々な問題を抱えている保護事業だったと言えます。その婦人保護事業の根拠になった条文が、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子」を対象としているわけですから。売春というのは、究極の性暴力であり、性の搾取だと考えますが、その被害にあう女性たちを救済するんじゃないで、そういう犯罪行為を行うかもしれない女たちを何とかしようというのが売春防止法だったわけですね。この法律に基づいて日本の婦人保護事業は営々と続けられてきたわけです。

しかし、この法律を根拠に、女性たちが次々と捕まえられたり処罰されたりしていたわけではありません。この法律によって婦人相談所が作られて、新宿で採用された第1期婦人相談員に沖縄の高里鈴代さんがいますが、彼女たちが婦人相談員として仕事を始めた時には、地域を巡回したり、女性たちがたむろしているところに自ら出かけて行き、困窮している、あるいは性を売買せざるを得ない女性たち一人一人と話をし、婦人相談所あるいはその他の保護施設に連れて行き、とにかく一から十まで、私たちが言うところの入口から出口までの支援を行ってきたという歴史があります。ですから、この売春防止法に則った婦人相談所が婦人保護事業として、ろくな仕事をしてこなかったというわけでは決してないのです。本当にたくさんの婦人相談員の方々が、社会の中で大変な困難に出会う女性たちの支援に奔走してきたという歴史があることも事実なのです。しかし、残念ながら、時代の変化とともに、婦人保護事業は大きく様変わりをしてきました。

3. 1990年代半ば以降の女性支援の変化

売春防止法によって婦人相談事業が始まって 60 数年経つわけですが、1990 年代、特に 1995 年の第 4 回国連世界女性会議（北京）を 1 つのメルクマールとして、日本の女性支援のありようが大きく変わってきます。婦人相談所を中心に継続されてきた婦人保護事業とは別に、民間の草の根の女たちによる新たな女性支援のネットワークが広がっていきます。暴力根絶を目指すサポートシェルター運動が全国各地に雨後の筍のように広がりを見せ始めました。

第 4 回国連世界女性会議は、地球上から男女の不平等をなくすためには女性に対する暴力を根絶することが必須の課題だとする行動綱領を採択しました。日本政府も行動綱領を承認して、男女共同参画基本法を制定し、各自治体に男女共同参画課という部署ができて、計画

やアクションプランが動き、女性に対する暴力の根絶が女性施策の中心に据えられるようになっていきます。そこから後の 30 年で、婦人保護事業の矛盾が大きく可視化されてくるわけですね。

2001 年に日本で初めてのジェンダー立法としての DV 防止法が成立しました。これは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」という名称が示す通り、大変限定的な法律です。配偶者からの暴力の防止と被害者を保護するというそれだけの法律です。私たちが法律制定に取り組んだ当初はもっと包括的な性暴力禁止法を求めていますし、DV 防止法ではなくて、DV を禁止する法律、加害者に責任を取らせる法律を作りたいと考え、運動してきました。現在もその運動を続けています。女性たちの努力が実り、日本初のジェンダー立法として、当事者立法、女性立法、市民立法として DV 防止法ができました。ここから婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員というそれまでの売春防止法を基礎とした支援の 3 機関が変貌を遂げていくことになります。

2001 年以降はどここの婦人相談所でも相談件数は DV 被害者が最も多くなり、一時緊急保護も DV 被害者で占められるようになり、婦人相談員の仕事も DV 対策に終始するようになっていきました。それに加えて、ストーカー被害、外国籍女性、デートDV、性虐待、性搾取、若い女性の問題、アダルトビデオ等の被害などなど、女性保護の専門的中心機関として婦人相談所が対象とする女性の範囲が広がっていきました。

このように対象が少しずつ広がってくればくるほど、売春防止法を基礎とした婦人相談所や 3 機関の支援の内容が大きく綻びを見せるようになっていきました。先ほどお話した北京世界女性会議を一つの契機として、日本中に、民間の女性たちによる暴力根絶に取り組む運動の中から様々な支援機関や団体、シェルターが生まれてきますが、こうした民間支援団体の先駆的な取り組みと公的機関の活動が連動することなく、別々の道筋で女性支援が動いてきたということが、ここ 30 年位の経過なのです。

この間、自治体間の支援格差、官民の支援格差が拡大し、公的支援機関の支援力劣化が目立つようになりました。法の下で、いつでも、誰でも、どこからでも最低限の支援が保障されなければならないのに、逃げるなら〇〇県へ、〇〇県では命を保障されない、という現実が生まれたのです。婦人相談所は逃げ込めない場所になり、使わせてもらえない場所になり、排除されたり追い返されたりする場所になってしまいました。厚生労働省の調査によると、婦人相談所の一時保護は 3 割しか稼働しておらず、婦人保護施設については 19.8%しか使われておらず、施設の 8 割がガラアキ状態になっています。被害実態は深刻化し、相談数は激増しているというのに、公的な支援制度が機能していないのはなぜでしょうか。

北海道は民間の支援団体とセンターが緊密な連携のもとに仕事をしていて、全国的には大変先進的な支援をやっている自治体だと高い評価を頂いています。しかし、全国的に見ると

支援力の劣化は明白で、なぜこうなったのかというのが厚生労働省の検討会の大きな問題でした。実際に必要としている当事者が使えない支援機関というのは意味がありません。今ここで命が左右されるような当事者の問題を日本の社会が切り捨ててはならないということで、新たな検討課題が次々と提起されて今日に至っています。小宮山さんをお願いをしてからいくつかの検討会が継続され、婦人相談所、婦人保護施設等の業務実態を全国調査から洗い出したり、総務省が初めて民間支援団体や婦人相談所の政策評価を実施したりして、婦人保護事業の抱える課題が明らかになりました。

法制度と現実のニーズとの間のギャップがすごく大きくなりました。ジェンダー犯罪と言われる様々な性暴力被害が深刻化し、DVを始めとして女性たちに加えられる暴力被害が日に日に過酷・深刻化している。さらに、コロナ禍の3年間で、追い詰められた女性たちがどんどん自死せざるを得ないような状況になり、DV シングルマザーたちは明日生きていくこともできないような状況にまで追い詰められている。女性に対する困難が噴出したこの数年間だったわけです。この間に、ようやく新たな女性支援法を作ろうという動きが軌道に乗って、今回、新法が成立しました。

法律というのは作られたままではただの文言です。それを生かしも殺しもするのが、実際その法制度を動かしていく市民、住民、当事者だと、私は思います。DV 防止法も、これは当事者が声を上げてたくさん関係者と一緒に作り上げた法律ですし、それから5度にわたる改正についても、当事者が声を上げ、当事者が国会になだれ込むようにして改正作業を進めてきた法律です。そして、地域の支援現場で様々な運用改善を図ってきました。何百何千という通知・通達を出させて、一つ一つ制度の運用改善を図ってきたのは当事者・支援者の力によるものです。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も今はまだ誕生したばかり。この法律に命を吹き込み、具体的な力として使うために、私たちが何をしなければいけないのかを、ぜひ一緒に考えたいと思います。少し前置きが長くなってしまいました。

4. 日本の女性たちが置かれている状況

女性に対する暴力、「ジェンダーベイスト・バイオレンス」という言葉がようやく日本の社会の中でも使われるようになってきました。しばらく前は男女共同参画関係の公文書に、ジェンダーという言葉を使うな、というひどい逆風が吹き荒れたことがあります。しかし、形を変えながら、ジェンダーバックラッシュはまだまだ勢いを強くしています。そういう中でこの法律が生まれたということにも、実は大きな意味があると思います。第4回国連世界女性会議のジェンダーベイスト・バイオレンスの定義「男性と女性との間にある不対等な力関係、性差別の構造から不断にうみだされる暴力犯罪であり、性差別の存在するところでは、いつでも、誰でも、どこにでも起こりうる暴力犯罪である。したがって、DV・性暴力は特別なカップルに起こる特別な暴力犯罪ではない。」にあるように、女性であるということ

理由にして振るわれる様々な暴力と脅迫と自由の剥奪ということについて、この社会はそれを根絶する施策を作っていかなくちゃいけないということになった。これは一人の個人がたまたま被害にあうということではなく、性差別の厳しい社会環境であればある程、つまりジェンダーの縛りの強い社会であればある程、暴力は過酷になり深刻になるということなのです。特別なカップルの間に特別に起こる暴力ではなく、あらゆる地域、あらゆる場所、あらゆる関係性の中でジェンダー犯罪は起こり続ける。したがって、この暴力の根絶という問題は、社会全体、地域全体、言わば地球全体の大きな課題だということを私たちは考えていく必要があると思います。

日本の女性たちが置かれている状況というのは最悪です。本当にひどすぎる。新しいジェンダーギャップ指数は 146 カ国中 125 位です。日本は、女性の人権に関しては最劣等国と言わざるを得ない。家父長制をベースにした社会保障制度や税制、戸籍、世帯主制度、何でも世帯単位で片付けようとするこの社会のありよう、もうがんじがらめになって女性差別、ジェンダー差別が構造化している社会だと思います。なぜ 125 位なのか。労働格差と政治参画格差が最も日本の女性の地位を引き下げているのです。健康と教育の問題では日本は高い水準を誇っているけれども、とにかく「一人前に稼いで生きていけるとするなよ」、「女のくせに生意気に口出しをするなよ」という、男がよく言うセリフそのままの社会が日本の女性たちの 125 位という劣位を表現していると思います。一人前に食べていけない、一人前に政策決定の場に参加できない、物事を決めることができない。これは一人前の個人、市民社会に生きる個人とは言えない状況に日本の女性たちは置かれている。それだけ日本の社会は性差別、ジェンダー差別が厳しい社会だと思います。それを最も先鋭に、過酷に表すのが暴力の問題です。

5. 日本の支援体制の問題状況

先述したように、この半世紀位の間に、草の根の女性たちの活動と当事者を中心にした様々な闘いが、有るべき女性支援の形というものを少しずつ作り上げてきました。ジェンダーベイスト・バイオレンスの根絶は、フェミニズムの核心です。そもそも婦人保護事業のように「性行や環境に照らして、売春に身を落とすかもしれない要保護女子」を救済するという理念ではなく、ジェンダーの差別構造から生まれてくる様々な犯罪行為、人権侵害を女性たちのエンパワーメントによって回復克服していくという支援理念をもとに、当事者を中心とした女性たちの支えあいのネットワークがこの運動をつないでいるのです。

それは当事者のエンパワーメントだけではなくて、一緒に闘う、支援につながるたくさんの女たちのエンパワーメントでもあり、それから、社会全体、地域全体のエンパワーメントでもあると私は考えています。そのエンパワーメントと当事者主義が、草の根の女性たちの

支援活動の核心にあるのです。これこそが、地球規模で、女性への暴力をなくしていくためのあるべき形、支援理念だと考えています。

今ここに被害を受けている、今ここで声を上げている女性がいる。その人の痛みは私の痛みであり、私たち皆の痛みだと思ふ女たちがいる。あなたを一人にはしない、今ここでつながれた手を決して離さないという女性たちの運動が、実は地域社会の構造を少しずつ変え、日本社会全体の支援力を少しずつ底上げしてきたことに間違いはありません。DV 防止法を始めとする法律の制定や運用の改善、具体的な窓口の支援の枠組みを、少しずつ作り変えてきたのがこれまでの経過です。ようやく日本の社会は草の根の民間の女性たち、当事者の声に耳を傾けるようになった。社会の側がようやく追いついてきた。つまり、女性たちの支援理念が社会の支援理念に変わろうとしているということが今一番重要な点です。何が変わるのか、支援理念が変わるんですね。支援理念が変わるということはこれまでの支援の内容、方法が変わるということです。お上が保護してやる、指導してやる、援助してやるっていうのではなく、当事者が自ら受けた被害を回復するために、この制度を使いたい、この法律を利用したい、この支援を求める、という当事者が自ら選択して決定する支援プログラムを社会全体が後押しするようなものにならなければならないと思います。そこそ女性支援法が本当に当事者にとっての支援法になるかどうかの大きな分かれ目だと私は考えています。

6. 新制度の改革のポイント

それで、婦人保護事業の見直しがどんなふうに行われてきたかですが、2012 年に新しい検討会ができてから、2013 年度に「婦人相談所ガイドライン」が発表されました。それまで婦人保護要綱っていうのがあって、大変古臭い支援内容が策定されていたのですが、それを大幅に作り変えて、必要な人を必要な場所にきちんと受け入れられるようにするためのガイドラインを大変丁寧に作り上げたのです。ところが、この婦人ガイドラインに関して相談所長の会議でも、「こんなガイドラインなんか作らなくても、ちゃんと自分たちはやるべきことをやっている」ということで、現場にはほとんど示されず、そこで働いている職員の人も「あまり読んだことがない」と言い、せっかく作った「婦人相談所ガイドライン」が使われていないということが明らかになっています。これが使われていれば、婦人相談所が 35%しか使われていないとか、婦人保護施設が 20%を切っているなんてことはあり得ないと思うのです。せっかく策定されたガイドラインが上手く活用されていない。

次の年には、「DV 被害者等自立生活援助モデル事業」というのが実施されました。これは、民間のサポートシェルターが一時緊急保護の後の中長期にわたる当事者支援を必死に実現していることを評価し、その仕事に国からお金を出したらどうだということで予算が付いたモデル事業です。同じ年に婦人相談員の支援指針というのができました。婦人相談員につ

いては、良識のある女性を非常勤で雇いなさいということが売春防止法で定めてあるんです。だから、正職員で配置されるということがなかった。いくつかの自治体では正職員を配置しているところもありますけれども、その多くは非常勤で、言わば使い捨て可能な労働力として使われてきたのが婦人相談員だったのです。婦人相談員の皆さんはあちこちで必死に働いていますが、当事者と第一線で向かい合う職種として、大変専門性の高い仕事であるにも関わらず、支援に関する権限もなく、上司が許可しなければ必要な同行支援を実施することもできません。当事者の側に立って、一生懸命サポートしようとする程、お役所の仕組みに阻まれて、思うようなことができないという悩みを随分うかがっています。相談員の支援指針改定に伴い、多少給与待遇も良くなりましたが、しかし、まだまだ状況は改善されていません。

次の年には、「婦人保護施設等の役割と機能に関する検討」ということで、婦人保護施設の利用者が少ない理由を調査したり、「婦人保護事業の研修体制」を検討したり、さらに「婦人相談所の有り様」について、随分大掛かりな調査が実施されました。いくつかの調査の結果、これではとても女性たちのニーズには合わないし、婦人相談所本来の仕事ができていないということで、いくつかの検討会を経て、売春防止法に代わる新たな女性の支援の枠組みを作ろうということまでできたわけです。これは厚生労働省としては歴史的・画期的な大計画だったと思います。売春防止法を廃案にしようということまでできました。ただ、すぐに廃案にできなかったのが、今の自公政権の下での限界だと思います。私たちは新しいものを作ろうと、売春防止法はいらない、あつてはならない法律だと思っていたのですが、そういうふうにはならなかった。

それで、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」（以下「困難検討会」とする）ができて、ここは最初から、売春防止法に代わる新しい支援法を考えるための検討会なのですが、これまでの婦人保護事業を見直して新しい枠組みを作るのですよ、新しい制度の中では、こういう支援を提供しなくちゃいけません、国や公共団体はこういうことをしましょう、教育啓発はこうする、それから関連する他制度との関係はこうすると、大まかな骨子を作ったのです。この困難検討会のメンバーは現場の支援団体からメンバーが選ばれて、当事者の側に立った大変有益な議論が展開されました。この中間まとめ通りに法律が作られれば、素晴らしいことだと私たちは大きな期待をしておりましたが、作られた法律には、また色々な問題があります。

検討委員が目指したものは次の 3 つです。1 つ目は、支援理念を変換しよう、「保護・救済・指導・更生」から「人権の確立・回復支援・ジェンダー平等」へ、ジェンダー立法としての支援法を作ることが大きな目的でした。これは新法の目的の中に曖昧ではありますが書き込まれて、新しい支援理念が表現されました。2 つ目は、「措置から申請へ」とい

う、制度転換としての大きな狙いがありました。回復支援を必要とするすべての当事者が、自ら決定し、自ら選択して権利行使できる、そういう制度にしたい。先ほど、日本の社会には女性の支援、人権に関わる福祉制度はないと言いました。したがって、女性支援に関しては、申請ということができないのです。例えば、生活保護だと当事者が生活保護課、福祉事務所に行って「申請したい」と申請する。それを役所は絶対に受けなければならない。申請後2週間以内に生活保護を認定するかどうかを決めて、もし2週間以上かかるのなら理由を示して、生活保護を受けられないのであれば、その理由をちゃんと付記して本人に伝えなければならない。それが不服だとすると、当事者はちゃんと不服申請ができるわけですね。それが当たり前のことです。どんな手続きでも。障がい者福祉なら障がい者福祉、精神疾患の方が作業所を利用する時もそうです。ただ、未成年である子どもに関しては、児童福祉法では措置という言葉が生きていますけれども、それが女性の場合はお上の措置ということしかないわけです。だから、「シェルターを使わせてほしい」と本人が行く、すると判定会議とかで何時間も待たされる。その挙句に家に戻されたり実家を頼れと追い返されたりして、また被害にあうということが、今でも日常茶飯のように起こっているのです。ですから、この措置制度をなくさなければならない。本人の権利行使、申請主義にしなければいけないというのは、私たち委員の新法に対する要でした。それから3つ目は、支援3機関構造の転換ということです。先ほどから述べてきたように、婦人相談所、保護施設、相談員という3つの機関をこのままにして法律を動かそうとすると絶対に無理があるのです。先述したように、日本の女性支援の理念を具体的に転換させてきたのは民間の支援者たちと当事者の闘いでした。今回、新たな理念を展開しようとする時に、元々の売春防止法の規定で作られてきた3機関は大きな変換を求められるわけです。そこに手を付けないといけない。つまり、民間の支援団体やその他の様々な支援機関も対等な支援機関として位置付けて、そして連携・協働はもちろん、公平な財政配備をすることがどうしても必要です。そうでないと、当事者が回復するためにどこのシェルターに行って、どのスタッフと一緒に、どういう手立てを使って自立したいということができなくなります。つまり、公的なところは無料でやって貰えるけれども、民間はお金がないから有料ということになってしまう。そういうことがこの先も起こらないように、私たちは当事者の視点に立った支援の新たな枠組みを作る必要があると考えています。

7. 新しい制度の課題と前進面

成立した女性支援法の課題です。売春防止法の一部は存続しました。第4章の保護の部分が書き換えられただけで、性行云々みたいなことはまだ残っていますし、刑法の処罰も残っています。とんでもないことです。3機関制度も維持拡充ということになっています。名前

は変わりました。婦人相談所は女性支援センター、婦人保護施設は女性自立支援施設、婦人相談員は女性支援相談員というふうに、女性支援という形で名前は変わりました。名前は変わったけれども、この3機関を中心にして仕事をやっていくことは、私は無理があると思います。専門的・包括的・総合的支援の中核機関にすると法律には書いてありますが、本当にそうできるのかというのが大きな問題なのです。それから、民間との対等な連携協働をどう実現するかという点を、具体的に基本方針とか基本計画のところに書き込まなくてはならない。私たちは、公的支援機関を3つ残すなら残すで、民間支援団体との連携のあり方を新しくデザインしていく必要があると考えています。措置制度を形骸化していくことが必要だと思っています。

昔の売春防止法の婦人保護要綱の一部に、「いやしくも追い帰してはならない」という一文があります。助けを求めてきた女性を、いやしくも追い帰すようなことはあってはならないと書いてあるのです。その「いやしくも追い帰すな」ということが一番重要です。支援を求める女性たちをすべて受け入れて、その上で支援センターが総合的なコーディネーター機能を発揮し、どこでどのような支援がこの人にとって最適なのか、本人が何を望んでいるのかを判断し、必要な支援機関につなぐということをしてほしいのです。つまり、追い帰さない支援というものを実現しなければいけないのです。それは措置制度の中ではできません。

民間支援団体を第4の支援機関に限定的に位置付けることも問題だと思います。ここの支援団体のスタッフとともに回復していききたいという当事者の自由な選択が阻まれるのです。こういうことがあるので、今後の基本方針の策定はもとより、自治体の基本計画をどう作るか、具体的なセンターの維持・運営に大変大きな課題があります。けれども一方では希望もあります。これは実際の法律の文言です。第一条に「この法律は女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことを鑑み・・・困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。」とあります。ここで女性の困難はジェンダーに起因しているということをちゃんとやっているわけです。女性であることにより様々な困難を受けるので、その困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進するのだと。そして、それをもって人権が尊重され、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。ジェンダー平等社会の実現に向けてこの法律はきちんと働くのだということを第一条で宣言をしています。

大変曖昧な言い方ですが、これはジェンダー立法としての意味のあるところだと思います。だから、ジェンダーの縛りの中で構造的に生まれてくる女性の困難を、しっかり支援していくためにこの法律は作られたのです。そして女性が一人で自立して生きていけるような社会を作るために寄与することが目的ですと書いてあります。私たちはこの箇所を最大限に生か

していかなければならないと思います。そして、困難な問題を抱える女性という定義については、第二条『『困難な問題を抱える女性』とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。』とあります。だから、日本社会で言えば、すべての女性はこの法の対象となります。日本社会のジェンダーの歪の中で困難を抱えてない女性はただの一人もいないというふうに思います。もちろん、その程度には違いがあり、今すぐ命の危険を支えてくれという人もいれば、明日生きていくためにこれだけのお金が必要だという人もいれば、家族との軋轢でとても一緒に暮らすことはできないという人もいれば、過去の性暴力の被害から何とか自分を回復したいという人もいるでしょう。様々な困難を抱えた女性とその恐れのある女性までを対象にするわけですから、この定義は本当に広くて大きくて深い。つまり、私たちは、自分が困った時にはこの法律を使って何でもできるということです。そのように私たちは読むべきです。

そして、第三条の基本理念です。基本理念のところには、1 番目に「困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら」とあり、ここに当事者主義が書かれています。それぞれの意思が尊重されながら、「抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるように・・・」とあり、ここは当事者の意思と決定によって最適な支援を使えるようにするということです。そして、「多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。」とあり、女性支援センター、女性自立支援施設、それから女性支援員、そして第4の民間の様々な支援団体が協働・連携して多様な支援を包括的に提供する、そういう体制を整備すると言っています。困難な問題を抱える女性が、切れ目なく「ぶつ切り」にされずにちゃんと暴力の発見から回復・自立・生活再建まで、切れ目なく支援が実施されるということ、これが2 番目です。

3 番目には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。」とあります。つまり、こういう支援をやっていくことによって、女性の人権を確立させてジェンダー平等社会を実現するのだと言っています。よく言ったと私は思いますし、よくぞ書いたというふうに思います。ただ、これを書かれたままにはしておかない。必ず包括的、多様の支援を当事者が選択的に使い、回復支援の道筋をたどって本来の人権が確立され、ジェンダーの縛りのない社会を実現するんだ、それは当事者、それから女性たち全体の、私たち皆の、それは仕事になるだろうと考えます。

私が一番問題だと思っているのは、3 機関構造を温存している箇所があちこちに見える点です。支援、目的、定義はなかなかよいです。ところが、この女性相談支援センターの設置については、都道府県は必置とあり、これは今の DV 防止法と同じです。それから、女性相談支援センターを指定都市にも作りなさいというふうに書いてある。これは DV センター等

もそうなのですが、自治体も作ることができると書いてあるけれども、お金は出さないのです。今回は指定都市、政令市については女性相談支援センターを設置することができると書いて、やりなさいとなっているので、県の女性相談所は 10 分の 5 ずつ国と自治体が運営費を持つことになっています。これをぜひ私は 10 分の 7 と、10 分の 3 位にしたい。生活保護行政と同じように、国が 10 分の 7 を出せばよいなと思っています。ところが、今度の法律では、政令市が女性相談支援センターを作ったら、その運営費だとか諸経費について、今まで県で作っていた女性相談センターと同じように 10 分の 5、10 分の 5 を国が費用を持ちますよと書いてあるのですね。これまではお金は出さずに作ってもよいと言っていたのが、この女性相談支援センターについては自治体もぜひ作りなさいと、半分は同じようにお金を出すからというふうになりました。だから、作りやすくなりました。少なくとも政令市は作るべきだと私は思っています。

問題は、その次なのです。女性支援相談センターが何をするかということを書いてあって、1 番目は相談に応じなさい、2 番目は緊急一時保護、安全の確保をなさい、3 番目は医学的、心理学的な援助をなさい、4 番目は自立して生活することを促進するための就労支援や住宅の確保について情報提供をなさい、5 番目は緊急一時保護施設を出た後、居住して保護を受けることができる施設の利用について情報提供をなさい。この相談、一時保護、医学的援助、自立生活の支援、それから他機関へのつなぎってというのは、これは DV 防止法で定められている DV センターの機能のうち、6 番目の保護命令制度の支援を除いたということ以外はすべて同じなのです。それは違うでしょうと私は思います。こんなことで足りるはずがない。女性相談支援センターはもっと統括的・総合的なコーディネーター機能を発揮する専門的な中核機関としての任務・責務があると私は思います。そういうふう書き換えなければいけないのを、急いで作ったものだから、こんな形になっているのです。これだけの仕事ではない責務・任務・仕事を私たちのヴィジョンとして、基本方針の中には組み込んでいかなければならないと考えています。

8. 今後の取り組み

国はこの基本方針を 3 月末までに作ります。そうしないと次の年に自治体の基本計画が作成できない。次の年から予算と人が動き出すわけですから、もう今年の 3 月末がタイムリミットなのです。そのために、基本方針策定のための有識者会議が作られて、私もその委員になっていますが、基本方針と基本方針に沿った政省令や告示の内容、それから女性相談支援センターのガイドライン、設置要綱、運営指針、相談員の支援指針、その他、関係通知の全部を有識者会議で検討議論するということになりました。普通は、審議会とか検討会議というのは基本方針の骨子を役所が作り、会議は「はい。良いですね」で終わることが多いので

すが、今度の有識者会議は、通知通達の類まで目を光らせてチェックして一緒にやりましょうということになっています。これは画期的なことです。検討委員とか審議委員がガイドラインや設置要綱や運営指針まで役所の方々と一緒に作ることができるというのはすごく大きなチャンスで、ここで基本方針の内容を定め、政省令や告知の内容を定めることです。

例えば、女性相談支援センターのガイドラインに相談に訪れた人をいやしくも追い帰してはならない、ニーズを持って相談に来たり足を運んだりした当事者に必ず何らかの形で最適な支援のプログラムを提供するというようなことを書き込めば、もう追い帰すことはできなくなるわけですね。例えば、北海道の援助センターに誰かが飛び込んだら、「もう 1 回区役所に行って、婦人相談員に相談して下さい」なんていうことは、口が裂けても言えなくなります。それから、「今すぐにここで保護して下さい」と、保護の申請やシェルター利用の申請があれば、とにかく引き受けなければならないという仕組みにしたいと考えています。

検討会議は、11 月から始まっており、3 月末までに予備会議も含めて 8 回位の会議を、1 回 4 時間から 5 時間の範囲で集中的にやることになっています。ぜひ皆さんにお力添えを頂きたいのは、11 月初旬から 1 月上旬に基本方針の骨子を定めて、パブリックコメントを実施しますから、このパブリックコメントに当事者の側に立った具体的な意見をたくさん書いて送って頂きたいのです。そうすると有識者会議は、パブリックコメントの内容を精査して反映せざるを得ないのです。それがパブリックコメントの仕組みです。今回は、現場で支援しているメンバーが何人か有識者会議におりますので、パブリックコメントを「これだけ来ました。はい終わり」ってことは絶対にさせません。たくさん書いて頂きたいのです。

私たちみんなが力を尽くして基本方針を作り、政省令を出して、ガイドラインや設置要綱を作っていく。この過程の中で、本当に当事者のためのジェンダー立法として力のあるものにできるかどうかという、日本の女性たちの底力が試されると私は思っています。ジェンダー立法は女性たちが作っていくものなのです。法律は私たちが作るものです。私たちが作って私たちが育てて私たちが作り変えていくものだと思います。これまでのように、男たちが法律を作り男たちが勝手に運用解釈して課題を放り投げるといったようなことはもう許してはならない。私たちが法律を作る。私たちが法律を育てていく。そして、実際にこの新法を現場で活かしていくのです。そのようにして皆で基本方針を作っていきます。3 月までに基本方針ができる。来年の 4 月からそれぞれの自治体が基本計画を策定する。ナショナルスタンダードとしての基本方針ができたなら、それをもとにして自治体、地域が基本計画・アクションプランを作るわけです。うちの自治体ではこういうことをするよ、こういうこともできるよというふうになっていく。これが一番大事です、今回大きなチャンスとして考えられるのは、少なくとも政令市では国がお金を出して、女性自立支援センターを維持・運営できるということになった点です。

私は札幌市でぜひ新たな女性支援センターのモデルを作りたいと考えています。札幌市ならそれができる。というのは、若い女性たちの取り組みの先駆的な例もありますし、LGBT、生活困窮者、様々な分野での市民運動、札幌市ほど、人権に関わる支援活動がネットワークを組んで十分に経験を積んでいるところというのはそんなにはないのです。札幌市はそれが十分に発揮できる自治体で、それだけの蓄積のある自治体なのです。それで今回も東京都と札幌市だけが自治体の代表として有識者会議に代表委員を送り込んでいます。厚生労働省、国の方としても、この新法にのっとなって自治体でも支援センターを作りなさいと呼びかける時に、札幌市にも白羽の矢が立っていることは間違いありません。そういう意味でも、これまでの運動の蓄積を生かし、新しい女性支援センターのモデル、こういう女性支援センターが必要なんだというヴィジョンを示し、札幌市にそのモデルを作りたい。札幌ならできると私は思っています。ぜひ皆さんにお力を寄せて頂いて、札幌の女性支援センター作りの準備をぜひここから始めたいと思うのです。どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

III コメント

コメンテーター：辻 智子 北海道大学教員、NPO 法人 CAN 理事、本研究会会員

ご紹介頂きました辻です。ご縁がありまして若い女性の支援の活動に関わっています。先ほどの近藤さんのお話をうかがいながら、怒ったり憤ったり感情が非常にたかぶっております。

私は北海道に来て 11 年になるのですが、1990 年代、近藤さんのお話ですと古い前半の 30 年から後半の 30 年、新しい女性支援に切り替わった転換点として 1995 年及び 1990 年代があるということでしたが、私はその頃、大学院博士課程の学生で東京におり、セクシュアルハラスメント裁判の原告支援運動やキャンパス・セクシュアルハラスメント全国ネットワークの発足期に立ちあったりして当時の盛り上がりの気運を肌で感じていました。北海道に参りましてから大学の同僚教員からの誘いで自立援助ホームに関わるようになり、これからお話しをする札幌市の若年女性支援事業を担っている NPO 法人 CAN の理事をしています。今日は、CAN 理事の立場からお話しします。現場は毎日、1 件 1 件、悩みながら迷いながらどうしたらよいだろうと知恵をしばりながら活動しています。先ほど公的支援機関が機能しないのはなぜなのかとのお話がありましたが、そこは一つ大きなポイントだと私も考えます。それから、もう 1 つは、支援の現場にいるスタッフの話を通して、自分の権利を主張するなどということがなかなかできない若い女性たちの状況をどうやって支えていくのかというところに、すごく時間と力を注いでいることがわかりました。SOS を出す、「困った」と言葉に発する、そうしたこと自体に大きなハードルがあるということで、これは根深い問

題だと思っています。

では、札幌市の事業についてです。「困難な問題を抱える女性の支援」のスタートとして、確認すべき基本的な視点は女性たちに問題を抱えさせるような社会状況があるということです。個人の努力や心がけ、能力に還元されない、世の中の仕組みによって生じさせられている問題があることを何度も何度も確認すべきだと思います。家事や育児はもっぱら女性の仕事とされる状況、女性にとっての経済的な自立が二の次にさせられるような状況、「美しく」「かわいく」あるべきといった見方、女性は男性の附属物だという考え、自分の意見を言ったり疑問を持ったり批判的な考え方をする女性に対し「かわいげがない」と言う、そのような現実や社会の雰囲気があることと「困難な問題を抱える女性の支援」の「困難な問題」は地続きです。むしろまさにそれによって根っこを押さえられている、そんな問題としてとらえる必要があると思います。個人の問題というより社会の側の問題として押さえることを出発点にしたいと思います。女性だけがケアを担う状況を変えること、経済的な裏づけをもちながら、女性もまた自分の足で立って自分の生活を作っていく主人公なのだという、そういう社会を作っていくためにも、今日のテーマはその本丸にある問題と考えます。このように押さえた上で、同時に現実には「待ったなし」の状況があり差し迫った支援が求められているのも事実です。根深い社会の問題を変える必要があるのと同時に今、目の前でヘトヘトになって倒れそうになっている人に居場所と食べものを差し出す、そんな地道な活動もまた求められざるを得ない状況にあります。この両方の視点を視野に入れておくことが大事だと思います。

札幌市「困難を抱える若年女性支援事業」（通称 LiNK）は 2019 年 6 月に札幌市で起きた 2 歳の女の子の衰弱死事件がきっかけになっています。21 歳の母親が、その女の子を妊娠したのは実に 18 歳の時、高校休学中でした。その事件を検証した第三者によるワーキンググループの報告書は、その最後の提言で若い女性の支援の枠組みがそもそもないということを指摘しています。「本事例では、10 代から 20 代に差し掛かるに当たり、妊娠・人工妊娠中絶、交際相手との関係や精神的な不調、高等学校の入学・退学や就労の問題など、10 代後半の女性として見られる様々な諸課題が見られる」とあります。さらに、この 21 歳の母親の状況を公的機関も一定程度認識していたにも関わらず、「これらへの対応が十分にはかられることはなかった」。その要因として、「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みが、市はもとより、国の施策としても不足しているのが実情である」としました。このような指摘を踏まえ、その問題を乗り越える具体的な提言の中に「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性」と盛り込まれました。この提言の中に、思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設が掲げられたということになります。

なぜ若い女性たちをことさらにターゲットとした支援制度が必要なのかと言えば、様々な

制度のエアポケットに落ちてしまうような状況が現実にあるからだということです。2 歳児の衰弱死のお母さんの側は 18 歳で妊娠しています。事件当時 21 歳ですが、児童福祉法に基づく支援は 18 歳未満という年齢制限があり、DV 被害者支援は DV 相談を訴えた方への支援が中心になり、母子保健分野の支援は妊婦しか支援できない、こういう状況の中で、言わば縦割り行政の隙間に落ちる形で、児童保護・児童福祉の分野、DV 被害者支援、女性支援の分野、母子保健の分野、いずれもが関わっていながらも、自分が主に責任を負うという意識が欠如していたのではないか、ケアが必要という認識があったにもかかわらず事件が防げなかったということで、公的支援機関はいったい何をしていたのか、という強い批判として、この検証報告書は出されたと言えます。

それを札幌市は深刻に受け止めたこともまた重要でしょう。今までの何がダメだったのかということを実感にふりかえり、そこから LiNK 事業へとつながっていきます。この事業の立ち上げに関わった札幌市職員の方は、昨年の事業開始時（2021 年 8 月）のシンポジウムの中で、「幼少期から青年期にかけて女性たちの困難はどんどん積みあがっていき、それとは反対に、地域や社会とのつながりは低く、小さく、細くなっていく。妊娠してから、犯罪や DV の被害者になってからの支援ではなくて、その前段階にある困難を抱えながらも支援につながっていない若年期、この抜け落ちている期間を埋めようというのが今回の事業です」と説明されました。

では、具体的に何をしているのかということで簡単に紹介します。

1 つ目はアウトリーチ。これは様々な呼びかけや支援や情報を届ける活動で、SNS で呼びかけたりインターネット上での見回り（パトロール）をしたり、繁華街の夜回りをしたりとということをしています。2 つ目が居場所の確保です。安心・安全な居場所を一時的に提供することです。そこから今後の生活に向けた相談にのるといったような伴走型支援という 3 つ目の活動に接続します。そして 4 つ目が関係機関の連携です。これらが事業の柱になります。

これを全体的に束ねて運営しているのは「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」で、NPO 法人 CAN は、これらの活動のうち居場所確保と自立支援を担っています。さっぽろ青少年女性活動協会は、2016 年から若い女性を対象とした期間限定の LINE 相談をしており、この経験が LiNK 事業にとってはたいへん大きかったと思います。そして、2020 年のコロナ禍の時期に深刻な相談が数多く寄せられるようになり、さっぽろ青少年女性活動協会だけではとても対応できないということから、今まで個々に関係のあったいくつかのグループや団体の連携を呼びかけ、集まる機会を提起し用意して下さいました。そこから緩やかなネットワーク Cloudy（クラウドィ）がスタートし、2020 年 12 月からは Cloudy「ほんのきもちギフト」という食料品・生活用品の配布活動も始まりました。

LiNK 事業が始まって 1 年が経ったところで、その間の活動をふり返るシンポジウムを今

年（2022 年）7 月 30 日に開催したので、そこから気になる事実や論点を紹介します。特に若い女性への支援という点から特徴的と思われる 4 点を拾い上げてみました。

1 つ目は届けたい人に届いているのか。これは一番大きな課題とも言えます。1 年間の実績としては、夜回り 7 回で 190 人と接点を持ちました。そのうち相談へつながったのは 1 件。この「1 件」という数字をどう考えるかがシンポジウムでも話題になり、それに対してコメンテーターの「BOND プロジェクト」（東京）の橘ジュンさんが、「190 人に接触して 1 件の相談というのは決して少なくない。大丈夫。自信を持って」と言われました。LiNK 事業のメンバーの中にはなかなか相談につながらないことを不安に思いながら夜回りをしている人もいましたが、橘さんの言葉にとっても励まされました。なお、LINE 相談も含め支援でつながった女性たちの年齢は、18 歳未満が 23%、18 歳～22 歳が 35%、20 歳～25 歳が 24%で、若い世代の女性たちとの接触という点は一定程度実現できているというふりかえりもしました。課題は多いけれども、つながる・出会うということが、従来、男女共同参画センターがやってきたような相談事業（女性相談、法律相談、離婚相談など）と比較すると難しさがあったことから、試行錯誤しながら少しずつ広げているという状況です。

2 つ目に若者たちの広域的な移動です。LINE を通じて支援者のみならず誰ともつながっていく現状があり、札幌市以外からも相談が来ます。逆に札幌や北海道の女性たちが東京の支援機関や LINE 相談につながっていることもあります。ネット社会である現代を象徴している事実です。このツールをフル活用して、サバイバルせざるをえない状況の女性たちの言わば武器として作用している面もあると言えます。また地域を超えたつながりが地域を超えた移動を促すことも少なくありません。「誰も友達がいないけどネットでつながった男の人を頼って東京から札幌へきました」という状況もあります。そのような中での支援活動であり、相談へのアクセス、生活の場としても、地域は自治体の範囲を容易に越える現実があるということです。

3 つ目は複合的な困難です。これは先ほどもお話しにあった通りで、例えば、親からの暴力だけではなくて 1 度聞いても理解できないような複雑な家族関係や込み入った事情が語られることがあります。4 つ目は相談に踏み出すこと自体が難しいということです。「自分の判断にそもそも自信がないし、家に帰されちゃうんじゃないか」「人に話しても無駄」「私に起きていることは、そんなにたいしたことじゃないんだ」「そんなことで『つらい』なんて言っちゃいけない」、そのような思いを持っている実態があることを支援現場のスタッフからも聞きます。そのような実態は、相談へのアクセスを思いとどまらせるどころか、相談することすらも思いつかない状況があることを教えてください。なお、そのようにしてやっと相談につながった時、安全な場所に落ち着くと、むしろ緊張がとけて眠れない食べられない動けないといった状態になることもあり、いずれにしても息の長い関わりを視野に入れてい

くことになります。

まとめです。NPO 法人 CAN が関わっている若い女性への支援の現場から見たところからのポイントとして、1 つ目は、国や自治体がすでにやっている本来の業務、例えば、警察、生活保護、母子保健、保育、教育、学校、高校といった部分がすごく重要だということです。それらの業務の中に若い女性たちを見る目の問い直し、ジェンダーの視点を組み込むことが大事ではないかと思います。2 つ目は、その上での民間や市民活動だということです。熱意があっても財政的基盤は極めてぜいじゃくで、なかなか事業の継続が見通せない不安定な状況は、どの団体も直面している厳しい現実ですが、強みや特徴の異なる複数の人や団体、シングルマザーの団体、DV 被害者・性暴力被害者、セクシャルマイノリティの当事者といったように色々な人の様々な異なる強みを有する民間や市民活動が連携・協力していくことは一つの希望であるとも思っています。

IV おわりに

コロナ禍以前に行われたトークセッションでは、講師の方の講演を受けていくつかのグループに分かれてグループディスカッションを行い、その結果をグループ毎に発表してもらうという試みをしていました。聞きっぱなしではなく、感想を述べ合うことを重視したからです。グループ毎の発表の後には、講師の方からコメントを頂き、さらに理解を深めることができました。しかし、コロナ禍では輪になってグループディスカッションをすることができなかったため、講演・コメントの後、フロアからの質問タイムを設けました。短時間でしたが、講師やコメンテーターの方から補足説明が行われました。

また、参加者にはアンケートに答えて頂きましたが、今回は 22 名という多数の方が回答が寄せられ関心の高さがうかがわれました。感想の一部を紹介すると、『『支援理念の変換』と『措置からの申請へ』はとても大事な視点だと思いました』、「売防法は本当に腹立たしい法律ですね。なぜ性搾取された側が『更生』を求められ、搾取した方には何のおとがめもないのか」とこれまでの法律に対する疑問点を提示したものや、「新法がジェンダーに基づいた当事者の新法になることを願いつつ、札幌に、日本全国のモデルになるような女性支援センターができ、それが経験豊かな民間団体のノウハウの詰め込まれたものになるように願っています」、「LiNK の事業が継続することで若い女性たちの頼れる場所として定着したら良いなあと思いました。」といった活動に対する期待を述べるものもありました。また、「札幌に女性支援センターを作る運動を広げたい」、「必ず女性センターを作って頂けるように協力したいです」というように、期待するだけではなく自ら積極的に活動に関わりたいといった意思表示するものも今回は目立ちました。

法律は制定することも大変な作業ですが、それをきちんと機能させることはさらに多くの

エネルギーが必要とされる作業です。ようやくできた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に血を通わせ、困難を抱える女性の効果的な支援につながるようにそれぞれの立場で活動していくことの重要性を強く感じました。今後の進捗状況にも注視していきたいと思います。(文責 小内 純子・川名 早苗)